

外国人労働者が就くことが可能な特定の役職に関する
労働大臣決定 2019 年第 228 号
(仮 訳)

唯一神のご加護により、
労働大臣は、

- a. 外国人労働者の利用に関する大統領規程 2018 年第 20 号の発行後、外国人労働者が就くことが可能な役職に関して定めた労働大臣決定が労働事情の進展にもはやそぐわなくなっており改正が必要であること、
 - b. 労働に関する法律 2003 年第 13 号の第 42 条 (5) 項及び外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2018 年第 10 号の第 6 条 (2) 項の規定を実施するために、外国人労働者が就くことが可能な特定の役職を定める必要があること、
 - c. a と b を考慮し、外国人労働者が就くことが可能な特定の役職に関する労働大臣決定を定める必要があること、
- を考慮し、

1. 労働に関する法律 2003 年第 13 号 (官報 2003 年 39 号、官報追記 4279 号)
 2. 労働省に関する大統領規程 2015 年第 18 号 (官報 2015 年 19 号)
 3. 外国人労働者利用に関する大統領規程 2018 年第 20 号 (官報 2018 年 39 号)
 4. 外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2018 年第 10 号 (官報 2018 年 882 号)
 5. インドネシア標準事業分類に関する中央統計庁長官規程 2015 年第 95 号 (官報 2015 年 1635 号) 及びその最終改正であるインドネシア標準事業分類に関する中央統計庁長官規程 2015 年第 95 号の改正に関する中央統計庁長官規程 2017 年第 19 号 (官報 2017 年 388 号)
- を鑑み、

以下を決定した：

下記を定める：

1. 外国人労働者が就くことが可能な特定の役職は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類に記載の通り。
2. 人事を扱わないコミサリス又は取締役職は、法規の規定に反しない限り、外国人労働者が就くことが認められる。
3. 大臣又は指名を受けた官吏は、雇用者の必要とする外国人労働者の役職が本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類に記載されていない場合、外国人労働

本資料は、ジェトロジャカルタ事務所にて原文を和訳したのですが、あくまでも仮訳のため、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。本資料は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロジャカルタ事務所では、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

者の雇用許可を認めることが可能。

4. 外国人労働者が就くことが可能な役職及び役職要件は、少なくとも 2 年毎又は必要に応じて随時、評価される。
5. 本大臣決定発効時点において、雇用者がすでに保有する外国人労働者雇用許可は、有効期間終了まで引き続き有効。
6. 本大臣決定発効時点において：
 - a 建設大分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 No.KEP.247/MEN/X/2011
 - b 教育サービス大分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2012 年第 462 号
 - c 加工業大分類・化学剤及び化学剤物品産業主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2012 年第 463 号
 - d 大規模商業・小売及び自動車・バイク修理保守大分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2012 年第 464 号
 - e 輸送及び倉庫大分類・航空輸送主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2012 年第 707 号
 - f 芸術、娯楽及びレクリエーション大分類・娯楽、芸術、クリエイティブ主中分類及びスポーツその他のレクリエーション主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2012 年第 708 号
 - g 加工業大分類・飲料産業主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2013 年第 354 号
 - h 水調達、ごみ管理・リサイクル、廃棄物・ごみ廃棄・清掃大分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2013 年第 355 号
 - i 加工業大分類・繊維産業主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2013 年第 356 号
 - j 加工業大分類・既製品産業主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2013 年第 357 号
 - k 加工業大分類・食品産業主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2013 年第 358 号
 - l 加工業大分類・機械設備以外の金属品産業主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2013 年第 359 号
 - m 農林水産業大分類・畜産主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2015 年第 12 号
 - n レンタルサービス、労働、旅行代理店及びその他のサポート事業大分類・国内労働選定派遣サービス小分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2015 年第 13 号

本資料は、ジェトロジャカルタ事務所にて原文を和訳したのですが、あくまでも仮訳のため、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。本資料は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロジャカルタ事務所では、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

- o 加工業大分類・家具産業副中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2015 年第 14 号
- p 加工業大分類・履物産業副中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2015 年第 15 号
- q 宿泊提供・飲食提供大分類・宿泊提供・飲食提供主中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2015 年第 16 号
- r 加工業大分類・タバコ・葉巻産業副中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2015 年第 26 号
- s 加工業大分類・製糖産業副中分類において外国人労働者が就くことが可能な役職に関する労働移住大臣決定 2015 年第 26 号
- t 外国人労働者が就くことが可能な役職リストを定めたすべての労働大臣決定は、取り消し無効となる。

7. 本大臣決定書は制定の日から発効となる。

2019 年 8 月 27 日、ジャカルタにて制定

労働大臣

M・ハニフ・ダキリ

訳注：事業分類については、以下のように翻訳した。

(原文)	(和文仮訳)
Kategori	= 大分類
Golongan pokok	= 主中分類
Golongan	= 中分類
Subgolongan	= 副中分類
Kelompok	= 小分類

本資料は、ジェトロジャカルタ事務所にて原文を和訳したのですが、あくまでも仮訳のため、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。本資料は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロジャカルタ事務所では、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

外国人労働者が就くことが可能な特定の役職に関する
労働大臣決定 2019 年第 228 号
添付書類

外国人労働者が就くことが可能な特定の役職分類リスト

No	
1	建設
2	不動産
3	教育
4	加工業
5	水管理、配水管理、ごみ管理・リサイクル及び修復活動
6	輸送及び倉庫
7	芸術、娯楽及びレクリエーション
8	宿泊提供及び飲食提供
9	農林水産
10	レンタル及びオペレーティングリース、労働、旅行代理店及びその他サポート事業
11	金融及び保険活動
12	保健及び社会活動
13	情報通信
14	鉱業・採掘
15	電力、ガス、蒸気/熱水及び冷氣調達
16	大規模商業・小売、自動車・バイク修理保守
17	その他サービス活動
18	専門、学術及び技術的活動

本資料は、ジェトロジャカルタ事務所にて原文を和訳したのですが、あくまでも仮訳のため、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。本資料は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロジャカルタ事務所では、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。